

1 社会情報学

社会の情報化が人間と社会に及ぼす影響を分析し、必要な対策や望ましい展開方向を提案する。
社会の情報化が

人間の行動や精神に及ぼす影響の分析：行動科学、人文科学 → 情報行動学
社会に及ぼす影響の分析：社会科学 → 情報社会科学

社会科学：法律学、経済学、政治学、経営学、社会学等
社会情報学と民法 → 7

2 民法

(1) 民法の位置づけ 法学の分類：公法、私法＝民事法、刑事法

六法：憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法

もし交通事故の加害者になったら、

①免許の停止・取消＝行政処分（公法）

②業務上過失致死傷（刑法 211 条） さらに、自動車運転致死傷法の適用の可能性

③被害者と示談（損害賠償：私法）

(2) 特別法 民法典だけではなく、必要な範囲で、商法、民事訴訟法もやるし、不動産登記法、利息制限法、借地借家法等の多くの民事特別法も勉強する。

3 公務員試験を受けるかもしれないと考えている人へ

(1) 受験科目は、

①教養 英数国理社。

②専門

行政職の専門科目は 法律 憲法、行政法、民法、(刑法、政治学 行政学等)

経済 経済原論（ミクロ、マクロ）（財政学等）

経済原論（マクロ・ミクロ経済学）は必ずとるように。

群馬県の市町村では、専門試験がない所がほとんど：前橋、高崎、伊勢崎、渋川等
県や国はある。

(2) 司法試験

短答式 ①公法（憲法、行政法） ②民事法（民法、商法、民事訴訟法）

③刑事法（刑法、刑事訴訟法）

論文式 ①公法、②民事法、③刑事法 さらに、④選択科目 1 つ

（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際公法、国際私法）

4 教科書 潮見佳男『債権各論 II 不法行為法 第 3 版』新世社 2450 円＋税

六法はなんでもいい（どうしても、六法を買いたくない人は、ネットで検索）

ネット e-Gov(イーガブ：電子政府) の法令：Google 等により「法令検索」で検索
必要な法律にリンクを貼る

参考書を買うのなら

潮見佳男ほか編『民法判例百選 I 総則・物権 第 8 版』、『同 II 債権 第 8 版』2200 円（有斐閣）

高橋和之ほか『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣、4500 円

成績は小テストによる（3 回）。例題に関する説明が終われば、小テストになる。

ただし、小テストの実施が困難である状況が続く可能性あり。

5 民法典の構成とこの授業の構成

民法典	法学部の授業構成	この授業
第 1 編 総則	1 部 総則	民法 I 不法行為法（債権各論）
第 2 編 物権	2 部 物権法	II 商品売買法（債権総論・各論）
第 3 編 債権	3 部 債権総論	III 不動産取引法（総則・物権法）
	4 部 債権各論	IV 金融取引法（債権総論・物権法）
第 4 編 親族	5 部 家族法	
第 5 編 相続		

(1) 民法典の体系通りに勉強しない理由 パンデクテン体系（総則を伴う）は勉強しにくい

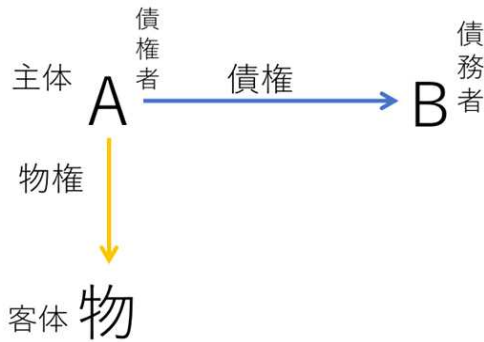
総則とは、各則の共通項： $ab+ac=a(b+c)$ a が総則 b と c が各則

例：売買上のトラブル ①売買 555 条以下（契約各則）、②契約総則 521 条以下、

③債権総則 399 条以下、④（民法）総則

以上を見なければならぬ。

○ 物権と債権



- (2) 債権の発生原因 (債権各則) ①契約 (521条以下) ②事務管理 (697条以下)
- ③不当利得 (703条以下) ④不法行為 (709条以下)
- (3) 請求権と抗弁 裁判 (口頭弁論) 上の攻撃・防御の方法 民事訴訟法 156条・161条
- 請求権の発生原因: ①物権、②債権、③親族関係
- 裁判 (給付訴訟) の勝敗: 原告に請求権があり、被告が抗弁できなければ、原告の勝ち

6 民法典の歴史 紀元前のローマから今の日本へ

- (1) ヨーロッパ (フランス・ドイツ) 法が日本に伝えられた理由
- 英米法と大陸法

安政5年 (1858年) に幕府と欧米列強5ヶ国との間に締結された不平等条約 (修好通商条約) を改正し、治外法権を撤廃するために、明治政府は近代法典の整備を企てた。

列強の中のフランス (ナポレオン法典) とドイツ (当時最新の草案が発表されており、欽定憲法を持っていた) の法典に依拠して、作業を進めた。

明治3年 (1870年) に開始。明治9年にフランス民法の翻訳に近い法案を作成したが、実現せず。

明治12年、フランス人のボワソナード (政府の強い要請で来日) に民法の起草を命じた。但し、家族法は、わが国の風俗習慣を考慮しなければならないので、日本人の起草委員が担当した。明治23年に完成。

明治24年、法典論争開始。穂積八束「民法出テテ忠孝亡フ」

結局、法律は制定されたが、施行が凍結された。

明治26年に、法典調査会を設置して、日本人起草員により財産法も修正案を作る。

総則・物権・債権の3編は、明治29年に公布、親族・相続編は明治31年に公布されて、両者共に明治31年に施行された。

→明治民法: 家制度: 家督相続: 戸主: 親族会

- (2) ローマ法が中世ヨーロッパに伝わるまで

ローマ 紀元前753年建国 (伝説)

前509年共和制開始

前264年~146年 ポエニ戦争でカルタゴを滅亡させる。

前46年 カエサル独裁

前27年 オクタ비아ヌス (アウグスツス) 帝政開始

後375年ゲルマン民族大移動 (フン族の圧迫と人口増加)

後395年東西分裂

後476年西ローマ帝国滅亡: 東ローマ (ビザンツ) 帝国は1453年まで継続

ローマ法 慣習法: 貴族層による法知識の独占

前451年 十二表法: ローマ市民にのみ適用

後212年 アントニヌス法: カラカラ帝により帝国内の全自由民に平等に適用

→ 拡大していた属州内の全自由民へ市民権を付与することにより、それまで市民法の段階にとどまっていたローマ法は、初めて全人類的な万民法に発展した。

後529年 ユスティニアヌス法 (ローマ法大全): ヨーロッパ近代法の基礎となる。

その後 486年フランク王国

800年カール大帝が教皇レオ3世より西ローマ皇帝位を認められる。

(西ローマ帝国の復興)

843年フランク王国3分割 (西フランク、中フランク、東フランク)

962年東フランク王国のオットー1世がローマ教皇ヨハネス12世により戴冠され、神聖ローマ帝国の初代皇帝となる。

中世の大学

ボローニャ大学（法学中心）11世紀末頃、ローマ法の専門学校から発展
パリ大学（神学中心）12世紀中頃、ノートルダム大聖堂付属神学校から昇格
サレルノ大学（医学中心）12世紀後半、医学専門学校から発展
オックスフォード大学 12世紀後半、パリ大学から分立
ケンブリッジ大学 13世紀初め、オックスフォード大学から分立

(3) 市民革命後の民法典の成立

アメリカ独立宣言 1776年

フランス革命 1789年

1804年 Code Civil 市民の法（ナポレオン法典）：自由・平等・博愛
人類が、対等な人間（市民）の法を初めて手にした。

1900年 ドイツ民法典

→ 欧米諸国による植民地支配を経て、日本を含む世界へ

7 社会情報学における民法 情報社会と私法（3年前期開講）

(1) 情報社会と不法行為法

例題1 A大学の学生Bは、情報処理演習室でB個人のホームページ（HP）を作成し、大学が管理するサーバーに保存していた。BのHPは学部内にアクセスできる者なら誰でも見ることができた。ところがBのHPの一部には、他の学生Cの名誉またはプライバシーを侵害する可能性のある記述があった。これを知ったCは、Bに抗議し、直ちに削除するように求めたが、Bは削除しなかった。そこでCは、サーバーの管理者Dに削除を申し入れたが、削除されるまでに1カ月の期間を要した。

- (1) CがBの民事責任を問うために、名誉・プライバシーの侵害があったと主張するためには何を言えばいいのだろうか。
- (2) 名誉・プライバシーの侵害があった場合に、Cは、Bの他に、DおよびAに対してどのような請求をすることができるだろうか。
- (3) 匿名のホームページや匿名で書き込める電子掲示板で上記と同じような問題が起きた場合には、被害者はどうすればいいのだろうか。

(2) 情報社会と契約法1 売買契約

例題2 (1) Aは安売り電気店Bのホームページに掲載してある広告を見て、パソコンセット一式（計35万円）を購入したいと思い、ネット上の画面操作で注文し、代金はクレジットカードで3回の分割払いにした。Aは一週間後に気が変わり電話でその旨を伝えたが、「それはできません」と言われ、商品が送付され、クレジットの賦払金がAの銀行口座から引き落とされてしまった。Aは、Bに商品を返し賦払金の返還を請求できるか。

(2) Aは、大手情報検索会社BがWeb上に開設するネットオークションを利用して、匿名のCが出品していたある商品の入札に匿名で参加して落札した。Cの指定通りに当該商品の代金を銀行口座に振り込んだが、約束の期日が過ぎても商品が送られてこなかった。Aはどのような法的措置をとることができるか。

(3) 情報社会と契約法2 金融取引

例題3 (1) Aは、B銀行に普通預金として50万円、定期預金として500万円を預けていたが、この預金証書をXに盗まれた。XはAになりすまし、その証書を使ってB銀行から払戻を受けた。ところが、Xが払戻請求に用いた印鑑は、届出印鑑とは著しく類似しているだけで別物であった。B銀行のXに対する払い戻しは弁済として効力を認められるか。

(2) Aは、運転免許証やB銀行のキャッシュカードが入っている財布を紛失した。Aが銀行にカードの紛失を届け出る前に、財布を拾ったXは、運転免許証の生年月日欄から暗証番号の当たりをつけて、預金を全額おろしてしまった。Aは、もう預金を払い戻すことはできないか。Xが総合口座の自動貸付で引き出した場合はどうか。

(3) Aは、B銀行に普通預金口座を開設し800万円を預け入れ、その際に付加サービスとしてインターネット等を利用して振込手続きができる、Bダイレクト利用契約を締結した。その後何かがインターネットを利用して、ほぼ全額を振込送金し、その結果Aの口座には残額がなくなった。AはBに対して、預け入れた800万円の返還を請求できるか。

(4) 匿名性の問題

- ①プロバイダ法における権利侵害の明白性
- ②個人情報保護法